

情 個 審 答 申 第 8 号
令和7年（2025年）8月1日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年（2023年）9月8日付け、南総企発第374号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

南区土木センターの令和2年度、令和3年度の市道〇〇〇〇道路改良事業に係る請求人所有の土地に関する文書等に関する文書等不開示（不存在等）決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等不開示（不存在等）決定は、一部妥当でない。

第2の1に掲げる請求文書②のうち、令和5年3月6日に実施された境界立会以前に土地家屋調査士が基準点の測量を行った結果を記載した文書は追加して特定し開示決定等を行うべきである。また、第2の1に掲げる請求文書③のうち、用地交渉日報（日誌）は文書等の不存在を理由に不開示決定をすべきである。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和5年（2023年）5月1日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、市道〇〇〇〇道路改良事業に係る請求人所有土地の追加買収に関連して、①市が業者に工法検討を依頼した内容が分かる関係書類（起案、決裁、契約書、仕様書、報告書、工事図面、買収図面、検査書類等）（以下「請求文書①」という。）、②同年3月6日に立ち会った土地家屋調査士との関係書類（契約書、仕様書、測量結果、成果品等）（以下「請求文書②」という。）及び当該土地の買収に当たって、買収杭を設置して買収面積を地権者に説明した関係資料一式（日時、場所、説明書、出席者、説明者、賛同した印・サインの資料等）、用地交渉日報（日誌）、用地買収に伴う隣接者及び用地買収杭で買収範囲を確認している写真（指差し写真等）一式（以下「請求文書③」という。）の文書等の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 同年5月23日、実施機関は、請求文書②のうち「契約書」及び請求文書③のうち「関係資料一式（日時、場所、説明書、出席者、説明者、賛同した印・サインの資料等）」について文書等開示（部分開示）決定を行い、その余の請求文書については、請求文書①、請求文書②及び請求文書③のうち「用地買収写真に関する文書」については不存在を理由とし、請求文書③のうち「用地交渉日報（日誌）」については条例第7条第2号に該当することを理由として、文書等不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年6月16日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 請求文書①について

- ア 個人のメモ段階の資料と主張するなら、正式な資料でない資料により、用地交渉の工法検討として地権者と用地交渉してよいのか。
- イ 職務上、公務で使用するパソコンにデータが保存されて、組織的に実施機関が保有しているもので、「磁気テープその他これらに類するもの」に該当する。
- ウ 「上司の指示により作成した」との回答であるが、それなら尚更、職務上、公務で使用するのためのもので、地方公務員法第32条に基づき行ったもので、組織的に用いる用いらないにかかわらず、「磁気テープその他これらに類するもの」に該当する。
- エ 「上司の指示により担当者が業者に依頼した」とのことであるので、その依頼文書一式を求める。
- オ 審査請求書に記載した主張について、実施機関が弁明書に添付した資料には記載がない。なぜ弁明しないのか。

(2) 請求文書②について

- ア 仕様書等がなければ、何をどうするかも分からず、その成果品もなく、熊本市は確認することもなく受託者に支払いをするのか。
- イ 事前確認だったとの回答だが、土地家屋調査士ともう1名により、実際、測量(TS測量)を行った。
- ウ 登記事務委託書兼受託書には⑥測量の欄に○が付けられており、測量することを示唆しているのに、事前確認だったと嘘をつくのか。
- エ 「審査請求人も現場立会の上、作業を行っている」との回答は全くの嘘である。この回答は、もう境界立会を行い、測量作業は終わっているような弁解である。現場立会とは何か、作業とは何か。
- オ 「測量については…基準点の測量も含まれている」との弁明は令和5年(2023年)5月23日付け南土発第190号の文書等不開示決定通知での回答と矛盾する。
- カ 「測量については…基準点の測量も含まれている」との回答であるが、基準点を測量したのであれば、令和5年(2023年)4月27日付けで開示を求めた「土地家屋調査士との関係書類」を「不存在」と回答したと矛盾する。

(3) 請求文書③について

- ア 用地買収写真に関する文書について
 - (ア) 平成25年(2013年)3月14日の立会では隣接者と指差写真を何十枚も撮影されたので必ずあるはずである。

(イ) 文書も図書も写真も作成されず、存在しないのであれば、熊本市公文書管理条例及び熊本市文書に関する訓令に違反している。

(ウ) 用地立会で、地権者に説明した文書もなく、隣接者との境界立会の写真（指差し）もなく、隣接者との境界杭の確認もなく、買収杭も設置せず、用地買収契約書や買収図面を作成したのか。そのように書類も図面も写真もなく、役所として用地買収業務を行っているのか。

イ 用地交渉日報（日誌）について

(ア) 私だけの用地交渉日報（日誌）の関係書類を求めているのに、なぜ不開示にしたのか。

(イ) 他の情報と照合することにより個人が識別されることがあることだが、他の情報とは何か。他の情報は求めているのになぜそのようなことで不開示としたのか。

(ウ) 「他の情報」を盾に不開示にすれば、全てが不開示にできる。その不開示という範囲はどのようなことを、どのような場合に不開示でよいのか。

(エ) 用地立会で、隣接者は個人が識別（特定）されていなければ境界立会は成り立たない。

(オ) 私以外の隣接者の氏名が記載されているなら、黒ぬりで消せばよいのではないのか。

2 実施機関の主張

(1) 請求文書①について

令和4年（2022年）11月21日付け南土発第409号で回答したとおり、職員の個人的な検討段階にとどまるメモや資料として存在しているものであり、組織的に実施機関が保有している文書には該当しないため不存在とした。

(2) 請求文書②について

登記事務委託書兼受託書に係る仕様書については、作成されておらず、該当する文書は存在しない。令和5年（2023年）3月6日の立会いについては、地積測量図を作成する上での事前確認作業（既存杭の確認、杭間の目視確認）であり、今後行う境界立会を実施した後、測量結果、成果品を作成するために開示決定時点では該当する文書は存在しない。

(3) 請求文書③について

ア 令和5年（2023年）3月9日付け南土発第1174号で回答したとおり、用地買収に伴う隣接者及び用地買収杭で買収範囲を確認している写真一式について、存在の有無を調査したが、該当する文書は作成されておらず、存在しない。

イ 令和5年（2023年）3月9日付け南土発第1172号で回答したとおり、用地交渉日報（日誌）については、他の情報と照合することにより特定の個人が識別

されることがないように不開示とした。ただし、個人情報保護条例に基づく開示請求があれば開示可能である。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、市道〇〇〇〇道路改良事業に係る請求人所有土地の追加買収に関連する文書等である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。なお、本件文書の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 請求文書①について

ア 工法検討に係る資料について

実施機関は、当該工法検討に係る資料は職員の個人的な検討段階にとどまるメモや資料のため、開示請求の対象となる「文書等」に該当しないと主張し、審査請求人はこれを争っていることから、この点について検討する。

開示の対象となる「文書等」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録」であって、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」をいう（条例第2条第2号）。そして、「組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のものを意味すると解され、「組織的に用いる」ものといえるかどうかは、当該文書等の作成又は取得の状況、利用の状況、保存又は廃棄の状況などを総合的に考慮して実質的に判断すべきものである。

当審議会が見分したところ、当該文書は上司の指示により担当職員が業者に依頼して作成された文書であるものの、当該上司の指示は業者を指定するなどの具体的な内容を伴った指示ではなかったことを確認した。また、当該文書は、当該職員のみが使用することを予定して当該職員のみが使用する業務用パソコンに保存されており、当該職員以外の職員が利用できる状況にはなかった。さらに、後に行

われた道路側溝補強工事实施に当たっての起案文書には、当該文書を基に作成された補強詳細図を含む計画平面図は添付されているものの、当該文書の添付はなく、また当該文書が起案とは別に決裁過程で具体的に共有されている事実は確認できなかった。

以上のような工法検討に係る資料の取扱いは、当審議会が見分したところの熊本市の工事関連業務の一般的な事務取扱いに照らし、明らかに不合理とはいえないものである。

以上より、当該文書は、取得、作成及び利用の状況を総合的に考慮すると、実質的に組織としての共用文書の実質を備えた状態ではなく「組織的に用いる」ものであるとはいえない。

したがって、当該工法検討の資料は「文書等」に当たらない。

イ その他の関係書類について

請求文書①のうち工法検討に係る資料以外の関係書類が存在しないとの実施機関の主張には不合理な点は認められず、その他にその存在を認めるに足りる事情もない。

したがって、当該文書が存在しているとは認められない。

ウ 以上より、当該文書を不存在を理由に不開示とした判断は妥当である。

(2) 請求文書②について

ア 「仕様書」について

実施機関は、登記事務委託書兼受託書に係る仕様書は作成されておらず存在しないとする。

この点、実施機関は登記事務委託書兼受託書に委託内容を記載するため、仕様書を作成する必要性はなく、実際にも作成していないと主張する。この実施機関の主張に不合理な点は認められず、その他にその存在を認めるに足りる事情もない。

したがって、当該文書が存在しているとは認められない。

イ 「測量結果、成果品等」について

実施機関は、令和5年（2023年）3月6日の立会は地積測量図を作成する上での事前確認作業であり、今後行う境界立会を実施した後に測量結果、成果品を作成するため、開示決定時点では該当する文書は存在しないと主張する。

しかし、当審議会が確認したところ、同日に実施された境界立会以前に土地家屋調査士が基準点の測量を行っており、開示決定時点においてその測量結果を記載した文書が存在することを確認した。

そして、当該文書は請求文書である「測量結果、成果品等」に明らかに該当すると考える。

以上のことから、当該文書が存在しないとする実施機関の主張は不合理であり、当該文書を不存在とした判断は妥当ではない。

(3) 請求文書③について

ア 用地買収に伴う隣接者及び用地買収杭で買収範囲を確認している写真等の不在について

実施機関は、令和5年（2023年）3月6日に実施された境界立会は不調に終わり、写真等の撮影は実施されていないと主張する。この実施機関の主張に不合理な点は認められず、その他にその存在を認めるに足りる事情もない。

したがって、当該文書が存在しているとは認められない。

イ 用地交渉日報（日誌）の不開示について

実施機関は、用地交渉日報（日誌）を不開示としている。しかし、実施機関の説明によると、用地の面積を確定するための測量ができておらず、交渉ができていないので、用地交渉日報（日誌）は作成していないとのことである。

そうであれば、当該文書は不存在と判断すべきであり、その存在を前提として不開示とした判断は妥当ではない。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田 道夫
会長職務代理者		河津 典和
委	員	魚住 弘久
委	員	岩橋 浩文
委	員	北野 誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和5年（2023年） 6月28日	熊本市長から諮問（令和5年（2023年）6月28日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和7年（2025年） 4月4日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 4月18日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 5月9日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 5月23日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 6月6日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 6月20日	答申案の審議を行った。
令和7年（2025年） 7月4日	答申案の審議を行った。
令和7年（2025年） 7月18日	答申案の審議を行った。
令和7年（2025年） 8月1日	答申案の審議を行った。